

令和元年第6回都市経済常任委員会会議録

1. 日 時 令和元年7月1日（月）
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
3. 議 題
 - （1）議案第9号 平成31年度白井市一般会計補正予算（第3号）のうち都市経済常任委員会が所掌する科目について
 - （2）議案第11号 平成31年度白井市水道事業会計補正予算（第1号）について
 - （3） 閉会中の継続調査について
4. 出席委員 植 村 博 委 員 長・影 山 廣 輔 副 委 員 長
小田川 敦 子 委 員・伊 藤 仁 委 員
平 田 新 子 委 員・秋 谷 公 臣 委 員
石 川 史 郎 委 員
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
執行部
市 長 笠 井 喜久雄
市民環境経済部長 川 上 利 一
都市建設部長 高 石 和 明
企画政策課長 永 井 康 弘
市 民 課 長 篠 田 順 子
産業振興課長 川 村 俊 男
社会福祉課長 風 間 信 也
上水道課長 青 木 元 晴
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 石 井 治 夫
主 査 萩 原 靖 殖
主 任 主 事 石 井 和 子

委 員 長 の 挨 拶

○石井治夫議会事務局長 それでは会議に先立ち、委員長より御挨拶をお願いいたします。

○植村 博委員長 皆さん、おはようございます。本日は議案2件について審査を行います。迅速かつ慎重なる御審議をよろしくお願いいたします。

なお、本定例会より委員会もインターネットのライブ中継が開始されます。外はあいにくの梅雨空ではありますが、この委員会は青空のような爽やかな委員会にしていきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

○石井治夫議会事務局長 ありがとうございます。続きまして、市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。本日、都市経済常任委員会では、議案第9号のうち都市経済常任委員会が所掌する科目及び議案第11号の2議案について審議をお願いするものでございます。委員の皆様には、深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○石井治夫議会事務局長 ありがとうございます。笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

〔市長退席〕

○石井治夫議会事務局長 それでは、委員会会議につき、議事等につきましては植村委員長をお願いいたします。

会 議 の 経 過

開会 午前10時00分

○植村 博委員長 ただいまの出席委員は7名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、都市経済常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

これから日程に入ります。

- (1) 議案第9号 平成31年度白井市一般会計補正予算（第3号）のうち都市経済常任委員会が所掌する科目について

○植村 博委員長 日程第1、議案第9号 平成31年度白井市一般会計補正予算（第3号）のうち都市経済常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。質疑については歳出からページ順に一問一答形式でお願いいたします。

初めに、歳出について質疑を行います。

それでは、7ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳から始めたいと思います。

〔「済みません。範囲はどこまで」と言う者あり〕

○植村 博委員長 範囲は、7ページの2款3項1目、これだけです。それから歳入に入りまして、6ページの15款2項1目、それから、同じく21款4項2目。

都市経済常任委員会が所掌する科目というのは、今お話ししましたように、15款2項1目が歳入です。歳出については、2款3項1目、5款1項3目、6款1項2目となっております。既に配付されている付託表のとおりでございます。

それでは、まず、7ページの2款3項1目戸籍住民基本台帳から質疑を行いたいと思います。質疑はございませんか。

平田委員。

○平田新子委員 2款3項1目、それから、5款1項3目、これは両方とも職員の臨時職員賃金ということで、総務企画常任委員会のために、これはみんな、令和2年3月31日までの予算措置として、賃金として認めているということでしたけれども、これは療養休暇中の人たちが、皆、年度末まで療養休暇をとるということを前提に申請しているのか。あるいは途中で本来の職員が復帰された場合にこの処置はどうなるのかということを伺います。

○植村 博委員長 篠田市民課長。

○篠田順子市民課長 住民基本台帳事務に要する経費の賃金及び保険料負担金の247万5,000円につきましては、出張所に配置しています2名分の賃金と、それから、臨時職員等の保険料になります。この理由についてですけれども、こちらは例年、各出張所について再任用職員を配置しておりましたが、今年度の人事異動、内示において、職員の病気休暇などによって2名の人員が配置できなくなりましたということで急遽配置したもので、西白井及び白井駅前出張所の2カ所に臨時職員を配置して、円滑な事務の執行及び安定的な体制とするために臨時職員の賃金について補正をするものです。

○植村 博委員長 平田委員。

○平田新子委員 その中で病気が治りましたというときに、今、臨時で来ていただいている方には、やめていただいて本来の職員が復帰するのか。今回、臨時職員を配置したところが非常に多いのですけれども、その辺を伺いたいと思って質問いたしました。

○植村 博委員長 篠田市民課長。

○篠田順子市民課長 市民課においては、今現在、療養でお休みをとっているというのではなくて、全体としてお休みの職員がいらっしゃるということで、2名分配置ができないという事情によって急遽臨時職員を充てたということになります。

○植村 博委員長 平田委員。

○平田新子委員 そこまではとりあえずわかっているのですけれども、その先、具合が悪い方が治りました。それで復帰しますというとき、この予算は令和2年3月31日まで予算措置として押さえていますということでしたので、復帰されたときはこの臨時職員2名をそこに配置し続けるということではないと思いますので、その辺のところを確認させてください。

○植村 博委員長 篠田市民課長。

○篠田順子市民課長 3月31日まで雇用ということで臨時職員と雇用協議書を交わしています。

○植村 博委員長 平田委員。

○平田新子委員 何度も済みません。では、途中で元気になられても、もともとの職員の方は臨時の方が3月31日まで契約を交わしているということで、それまではずっと休んでいいということになるのですか。今回の補正予算では、あらゆる部門で臨時職員ということで、この部門に限らず臨時職員の取り扱いと療養休暇中の方が復帰するときの、ケースは、白井市ではどのようになっているのかなということで、これは5款1項3目の農業振興費でも同じことが言えますのでよろしくお願いいたします。

○植村 博委員長 川村産業振興課長。

○川村俊男産業振興課長 産業振興課のほうでも病気休暇の職員がおりまして、その職員の方の意向を、4月に入りまして確認をとりました。実際、休職期間は今のところ8月11日までというところにはなっておるのですが、本人に確認をとりましたら、病状を確認していく限り延長をとっていく見込みが非常に高いということを知っております。そういう理由から、令和2年3月31日まで臨時職員を雇用していきたいという方向で人事と協議して、今の状況になっているという状況です。以上です。

○植村 博委員長 平田委員。

○平田新子委員 しつこくて済みません。臨時職員の人も、本来の方が復帰するから明日から来なくていいよというわけにはいかないと思いますので、それは何カ月前に事前通告するといったルールがきちっとあった上で、御本人の体調に合わせて復帰時期を確認していくということによろしいですか。

○植村 博委員長 川村産業振興課長。

○川村俊男産業振興課長 当課の臨時職員につきましては、放射能の検査を併用して行っている職員になります。今、休業をとっている職員が復帰するようなことがあった場合には、その辺は協議して調整していくしかないのかなとは思っております。復帰した場合には、そういった協議をするという考えでありますが、一応、契約上は3月末までということになっております。以上です。

○植村 博委員長 平田委員。

○平田新子委員 よくわからないので、後ほど個人的に詳しく伺いに行きます。

○植村 博委員長 平田委員の質問は、ここに財政的な面で予算が乗っておりますけれども、これは来年の3月いっぱいまでの予算として乗っているわけで、その途中で復帰された場合に、病気が上がり

の職員の方と、そのかわりに来た方、その方たちがどのようなことになるのかというのを聞きたいわけですね。

○平田新子委員　そうです。

○植村　博委員長　川村産業振興課長。

○川村俊男産業振興課長　済みませんでした。3月31日まで臨時職員は雇います。それで、もし復帰するようなことがあったとしても完全復帰というのは相当に難しいかと思いますので、その辺は協議していきたいと思います。以上です。

○植村　博委員長　よろしいですか。ほかに。

秋谷委員。

○秋谷公臣委員　1点だけ確認のために質問いたします。臨時職員の予算、ここに2カ所あるのですが、金額も多いのですが、例えば、臨時の職員は同じ仕事をするのですが、臨時職員に今までの仕事は順調に引き継ぎなどは大丈夫なのでしょうか。仕事の内容については。

○植村　博委員長　篠田市民課長。

○篠田順子市民課長　市民課の臨時職員につきましては、西白井及び白井駅前出張所の2カ所ということで、配置についても1人体制、それから、土日の出勤があるという業務ですので、確実に行える方としまして、前年まで再任用職員として出張所で勤務をしていました元職員、それから、前年まで非常勤職員として市民課に勤務しておりました元職員を配置しておりますので、4月1日から出張所業務を支障なく行っているところです。

○植村　博委員長　秋谷委員、よろしいでしょうか。

○秋谷公臣委員　いいです。

○植村　博委員長　ほかに質疑はございませんか。

伊藤委員。

○伊藤　仁委員　それでは、採用に際しての人選ということになると、再任用の人が第一に上がってくるというように考えてよろしいのですか。

○植村　博委員長　篠田市民課長。

○篠田順子市民課長　市民課の出張所業務については、1人体制ということもありまして、一般というよりも元職員の方のほうが安心して、安定的に業務が行えるであろうということで優先して人選を行ったところです。

○植村　博委員長　よろしいですか。

○伊藤　仁委員　結構です。

○植村　博委員長　川村産業振興課長。

○川村俊男産業振興課長　産業振興課の職員採用につきましてお答えしたいと思います。当課のほうは、療養休暇をとった職員が放射能検査業務等の関連もやっておりました。非常勤で雇った職員の方

は、もともと放射能検査の手伝いをしていたという関連もありまして、結びつきが大きいというところもあって、追加した時間を協議の上やっていただけないかというようなところから了解をいただきまして、関連性が深いというところで、その職員の方を採用したところです。以上です。

○植村 博委員長 戸籍住民基本台帳に関して、ほかにはよろしいでしょうか。ございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 それでは、5款1項3目、産業振興費に移りたいと思います。ここについての質疑はございませんでしょうか。

平田委員。

○平田新子委員 では、プレミアム商品券ということですが、これは……。違いましたか。

○植村 博委員長 農業です。

○平田新子委員 済みません。間違えました。

○植村 博委員長 よろしいですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 それでは、次に6款1項2目に移りたいと思います。ページ数は9ページ、商工振興費ということでプレミアム商品券についてのことだと思います。

平田委員。

○平田新子委員 ここが出番でした。済みません。

プレミアム商品券、前回のときは希望する人がどなたでも入手できるということでした。今回は特定の条件の人に絞られているということで、説明のとき、郵送ではなく特定郵便で発送することにしたと説明をいただきました。この対象人数、それから、特定給付のやり方を詳しく教えていただきたいと思います。

○植村 博委員長 風間社会福祉課長。

○風間信也社会福祉課長 それでは、プレミアム付商品券に関しまして、全体の流れについて御説明をさせていただきますと思います。

本事業につきましては、消費税や地方消費税の引き上げが、低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的としてプレミアム付商品券を販売するという事になったものでございます。

対象者につきましては、平成31年1月1日現在、白井市に住民票のある方で、平成31年度の住民税が非課税の方、それから、子育て支援としまして令和元年9月30日現在でゼロ歳から2歳までのお子さんの方が対象となっております。

先日の議会本会議でも川上部長がお答えしましたが、対象者としては、低所得者につきましては7,000人、子育て世帯については2,000人という対象者であるということをお伝えしたというふうに記憶してございます。

今後ですけれども、まず、低所得者に対しましては世帯主宛てに申請書を郵送でお送りいたします。それが今月の下旬でございます。その中には返信用の封筒も入れてございまして、申請につきましては、その返信用の封筒を使っていただきまして社会福祉課のほうに送るようになってございます。その中にはプレミアム付商品券のチラシなども入れてございます。

それから、申請を受け付けましたら社会福祉課のほうでは審査をいたしまして、今度は引きかえ券を郵送で送ることとしてございます。これについては9月中旬を予定しております。9月中旬に引きかえ券を郵送で送るのですが、当初、普通郵便で送るということを想定しておりましたけれども、届いた、届いていないというトラブルを回避するために発送記録の残る特定記録郵便で送ることとしたため、今回、補正予算を計上したところでございます。また、子育て世帯の対象者の方につきましては申請行為が一切不要でございまして、直接、引きかえ券をやはり9月中旬に発送することを予定してございます。これも特定記録郵便で送ることとしてございます。

その後、引きかえ券を受け取った方につきましては10月1日からプレミアム付商品券を購入することになりますので、その引きかえ券を持って身分証明書を提示した上でプレミアム付商品券を購入することになります。

現在、購入場所につきましては郵便局等を検討している状況であると聞いてございます。

その商品券が使える期間でございますが、10月1日から2月末までの使用期間というふうに聞いてございます。使用できる場所については、現在、募集をしているところだというふうに聞いてございます。簡単ですが、流れについては以上のようなことでございます。

○植村 博委員長 御丁寧な説明、ありがとうございます。

そのほかには質疑はございませんか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 発送を特定記録郵便にしたことが今回の補正になっているということで承知しました。それで、発送する中身、お手紙の、お便りというか、発送の中身なのですから、今回、住民基本台帳に記録されている外国人の方も対象になっているということで、多分、9,000人の対象者の中には日本語がなかなか理解しづらいというような方もいらっしゃるのではないかと想定があるのですが、そういった方に対しては、どういうふうに周知というか、お知らせをするのか、その点お願いいたします。

○植村 博委員長 永井企画政策課長。

○永井康弘企画政策課長 今回、対象者の中の外国人の方の対応ということで御質問をいただきました。今回、国のほうでも基準日に住民基本台帳に載っている外国人の方は対象となるということでされておりまして、国のほうでも、これは全国どこでも共通のお話になりますので、今は5カ国語になるのですけれども、商品券の引きかえの申請書、制度の説明の資料、購入者に対します留意事項、それから、購入引きかえ券の使用方法をまとめた資料を用意していただいておりますので、こちらを送

付または場合によっては個別に相談をさせていただきながらという形にはなろうかと思うのですが、そのような形で対応する予定で考えております。

○植村 博委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 あと購入先が郵便局というふうな御説明でしたけれども、これは全国共通なのでしょうか。それとも、白井市の方は白井市内の郵便局とかに限定されるのでしょうか。

郵便局での対応は、前回ではないですけれども、臨時給付金で何年か前にあったかと思うのですが、あのときよりもさらに拡大して購入先を提供しているのかなというふうな印象を持ったので、そのあたりの御説明をお願いいたします。

○植村 博委員長 川村産業振興課長。

○川村俊男産業振興課長 郵便局での販売なのですが、郵便局は市内の郵便局に限ります。これは前回のプレミアム商品券の販売時も、そういった対応でお願いしておりました。以上です。

○植村 博委員長 小田川委員。

○小田川敦子委員 ありがとうございます。そうすると、前回の、補正予算の1号も含めたプレミアム商品券の事業全体で、窓口対応とかで職員配置の部分もあるのかなと思っていたのですけれども、そういうところが市役所外のところでやっているとなると、この事業に関して職員配置というのはどれぐらい考えて対応していращやるのでしょうか。

○植村 博委員長 川村産業振興課長。

○川村俊男産業振興課長 産業振興課のほうで承っているプレミアム付商品券事業の配分につきましては、販売意向というのでしょうか、郵便局での販売。先ほど私は市内の郵便局で販売を承りますという話をしましたけれども、郵便局以外の販売も実は出てきたりします。例えば桜台地区であると、印西市のほうに入ってしまいますので市内の郵便局は桜台地区にはないのです。その辺については職員であったり、あと商工会の実行委員会のほうで協力をしながら販売を手伝っていくと、協力し合っていくというような体制をとっていくことを考えております。

プレミアム付商品券自体、その全体の配分ということになりますと、やはり産業振興課の中で担当する職員が、その商品券事業に全部取りかかるわけではないのですが、2人から3人程度、協力し合って事業の手続を進めていくという体制をとっております。以上です。

○植村 博委員長 永井企画政策課長。

○永井康弘企画政策課長 私のほうから少し補足させていただきますと、今回の事業は結構多岐な分野にかかわっておりまして、大きくは商品券の購入の事前の手続までは市役所のほうで、その先は商工会を含めた実行委員会のほうに委託をするということになっております。

そこまでの庁内の役割分担につきましては、まず、非課税者への通知ですとか、購入引きかえ券の申請書の送付については課税課が対応いたします。それから、購入引きかえ券発行事務につきましては、今度は社会福祉課のほうで担当していただいて、引きかえ券の交付申請書の受け付け、要件の審

査・決定、購入引きかえ券の交付、あるいは子育て世帯につきましては抽出しましてそのままダイレクトに送ると。今回、補正が出ているのはその通信費の部分になるのですけれども、そういったところを社会福祉課のほうで受け持ちます。また、特殊な事例として、施設等への入所があるような場合につきましては、子育て支援課のほうで個別に対応させていただくと。それから、商品券の発行、そこから先の交付部分につきましては産業振興課のほうで受け持つと。あと、全体の調整として企画政策課がかかわっている。そのような形で幾つかの課が分業でこの業務には当たっているところでございます。以上です。

○植村 博委員長 ほかにございますか。

平田委員。

○平田新子委員 確認のため、伺いいたします。さっき流れの説明のところで、社会福祉課で審査をする。一旦申請書を送付し、お申し込みがあったのが戻ってきたときに審査するということをおっしゃっていましたが、この審査というのは、どういうことを審査対象とするのでしょうか。

○植村 博委員長 風間社会福祉課長。

○風間信也社会福祉課長 申請につきましては、世帯主宛てに申請書を送ります。申請書を送る段階では世帯主の名前だけしか書いてございません。その申請書には家族の名前を書く欄もございますので、世帯主が家族の欄を適切に記載されているかどうかというのを確認させていただくということでございます。

○植村 博委員長 よろしいですか。

そのほかにはございますか。

○小田川敦子委員 産業振興課にかかわるかどうかわかりませんが。

○植村 博委員長 一応お話ししてみてください。

小田川委員。

○小田川敦子委員 このプレミアム商品券なのですけれども、対象者の質から言うと、臨時福祉給付金のときと比較をして事業を見ていました。それで、臨時福祉給付金の場合、対象者の全員が給付していないという状況があって、他市で見ると8割ぐらいしか受給されていないというデータなんかもあって、いただけるものを申請しないということもちょっと驚いてはいたのですけれども、そういった周知が至っていなかったのかとか、何かいろいろこちら側に、もっと働きかけがあることで、給付申請の対象者が申請するというふうな動きになるのではないかなと他市の例を見て思ったのです。

今回、このプレミアム商品券の事業に対して、そういった対象者の周知の徹底であるとか、きちんと申請を行き渡らせるために、前回、臨時福祉給付金のときの反省を踏まえた改善みたいなものが、もしあればお聞かせいただきたいと思ったのですが、いかがでしょうか。

○植村 博委員長 風間社会福祉課長。

○風間信也社会福祉課長 対象者への広報につきましては、広報しろいでも行っておりますし、申請

書を郵送する際にはチラシ等も入れてございますので周知等は図れるものと考えてございます。ただ、商品券を購入するためには、幾ら5,000円安くなるとしても2万円は支払うわけですので、その辺、要らないよという方もいらっしゃるのではないかなと思ってございます。以上です。

○植村 博委員長 いかがですか。

小田川委員。

○小田川敦子委員 ありがとうございます。そのときに5,000円お得な券ではあるけれども、一括の2万円が出せない人がもしかしたら申請を辞退されているかもというふうな分析ということですね。わかりました。分析というか、感想。

○植村 博委員長 永井企画政策課長。

○永井康弘企画政策課長 金額の関係でちょっと補足させていただきたいと思います。今、2万円というお話をさせていただいたのは上限値として2万円ということになります。通常ですと4,000円で1冊になっていまして、それがマックス5冊まで買えて2万円になるということでございますので、限度額まで買おうとすると2万円必要になりますけれども、例えばそこまで用意できないということですと4,000円から購入することは可能となります。

○植村 博委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 それでは、6款1項2目の商工振興費が終わったわけですね。

歳出のほうはそれで終わったということになりますが、よろしいですか。ほかに質疑はないですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○植村 博委員長 質疑はないものと認めます。

今、歳出については終わりましたので、続きまして歳入についての質疑を行いたいと思います。

歳入については、6ページの15款2項1目総務国庫補助金から、6ページの21款4項2目雑入まで、2件あります。これについての歳入の質疑を行います、とりあえずは15款2項1目総務国庫補助金についてからお願いします。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 よろしいですか。

では、同じく21款4項2目の雑入に移ります。ここについて質疑はありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います、賛否を表明した後に理由を述べていただきたいと思います。

反対討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 賛成討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決をいたします。当常任委員会に付託された議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○植村 博委員長 ありがとうございます。起立全員であります。したがって、当常任委員会に付託された議案第9号は原案のとおり可決されました。

(2) 議案第11号 平成31年度白井市水道事業会計補正予算(第1号)について

○植村 博委員長 日程第2、議案第11号 平成31年度白井市水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑については、歳出から順に一問一答形式をお願いをいたします。質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。賛否を表明した後に理由を述べてください。

反対討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 賛成討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○植村 博委員長 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決をいたします。当常任委員会に付託された議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○植村 博委員長 起立全員であります。したがって、当常任委員会に付託された議案第11号は原案のとおり可決されました。

(3) 閉会中の継続調査について

○植村 博委員長 続いて、日程第3、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

当常任委員会に係る所管事項につきましては、閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思っております。

が、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○植村 博委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。よって、都市経済常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前10時38分